

ふじみ野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第2条第2項ただし書中「54万円」を「61万円」に改める。</p> <p>第20条各号列記以外の部分中「54万円」を「61万円」に改め、同条第2号中「27万5,000円」を「28万円」に改め、同条第3号中「50万円」を「51万円」に改める。</p>	<p>第2条第2項ただし書及び第20条中「54万円」を「58万円」に改める。</p>